平成２２年（フ）第９２０号
京都市山科区御陵岡町36番地の１　第一岡町荘６
債務者　福留　研吾
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３１号
京都府京田辺市多々羅住建寺18番地　ベッカム201号、住民票上の住所京都府長岡京市奥海印寺山田16番地３
債務者　星　　和江
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５１号
京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町966番地12
債務者　植西　仁美
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００８号
京都府宇治市木幡西浦31番地の１　パデシオン宇治木幡705号
債務者　国本　裕子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６８号
京都市左京区下鴨泉川町25番地６
債務者　相馬加代子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８３号
京都市南区久世中久世町１丁目132番地　立美荘106号
債務者　中村　弘子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８７号
京都市右京区太秦安井藤ノ木町15番地３
債務者　西村義弘こと　趙　　基秀
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０３号
京都市中京区壬生馬場町34番地　内田アパート204号
債務者　井上　康子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３８号
京都市北区鷹峯南鷹峯町30番地２　コーポ鷹306号室
債務者　竹内　　亨
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５９号
京都府宇治市木幡南端35番地
債務者　松井　　修
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７５号
京都府城陽市寺田樋尻33番地　寺田ガーデンハイツⅢ番館311号
債務者　竹村　志保（旧姓今井）
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０９号
京都府京田辺市河原神谷69番地　６―504
債務者　伊庭　大輔
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟417号
債務者　喜崎　　功
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５５号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ242号
債務者　佐々木裕嗣
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７６号
京都市山科区上花山坂尻４番地29
債務者　横田美代子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８４号
京都府綴喜郡井手町井手野上40―16　ファインパラッツオ５号館、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下１番地の１１―305号
債務者　木村　賢一
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９４号
京都市下京区西木屋町通高辻上る天満町269番地２　シティハイツ１－B、住民票上の住所京都市下京区西木屋町通高辻上る天満町269番地２　シティハウス１－B
債務者　遠藤　淳子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係